

# 仲多度郡多度津町における土壤汚染について

## ～周辺井戸の調査結果のお知らせ～

令和8年4月21日に公表しました、県立多度津高等学校において判明した六価クロム化合物、鉛及びその化合物による土壤汚染について、4月21日から5月8日に周辺井戸の調査を行った結果、飲用井戸は確認されませんでした。

また、飲用利用していない井戸1基の水質検査を行った結果、地下水汚染は確認されませんでした。

### 1 周辺井戸の調査結果

#### (1) 飲用井戸の設置状況

土壤汚染により地下水が影響を受ける可能性のある区域（※1）において飲用井戸の設置状況を調査しましたが、飲用井戸は確認されませんでした。

※1 「土壤汚染対策法に基づく調査及び措置に基づくガイドライン（改訂第3.1版）（令和4年8月環境省）」を参考に、概ね敷地の北側方向1kmの範囲について調査を行いました。

#### (2) 水質検査の結果

調査範囲に設置された飲用利用していない井戸1基の水質検査を行った結果、地下水汚染は確認されませんでした。

採水日	分析項目 (土壤汚染が確認された物質及び試料採取を省略した物質)	調査結果
令和8年4月21日	クロロエチレン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、ジクロロメタン、トリクロロエチレン、ベンゼン、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、シアン化合物、水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、ほう素及びその化合物	いずれも 基準適合

### 2 今後の対応

汚染が判明した区画及び試料採取を省略した区画を土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域（※2）に指定します。

※2 土壤汚染が発生しているが周辺に飲用井戸がないなど汚染の摂取経路がなく、ただちに健康被害が生じるおそれがないため、土地の形質変更時に届出等が必要となる区域。